



発行 税理士法人 **中央総研**
桑名市大福 406-1
TEL 0594-23-2448
FAX 0594-23-3303
E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
URL: http://mie-cri.com



高市早苗自民党総裁・首相の誕生

— インフレ対策への道 —

【はじめに】

高市早苗自民党総裁・首相の誕生です。
まずは、おめでとうございます。

【高市早苗氏、自民党総裁・首相に選出】

総裁選挙が10月4日に投開票され、高市早苗氏が
第29代自民党総裁に選出されました。

自民党初の女性総裁です。

更に、

10月21日、自民党の高市早苗総裁が
第104代首相に選出されました。

【信念の人】

今の日本は、高市早苗氏のような、**信念を有する人物の登場**こそ、最も求められていると思います。
イギリスの**サッチャー元首相**に影響を受けました。
安倍晋三元首相のように**経済と安定を重視**した
バランス型の政治家です。

【両院議員総会であいさつ】

高市早苗新総裁は、党大会に代わる**両院議員総会**で
あいさつをして、

党再建に向けて

「力を合わせてやらなきゃいけない。たくさんの
政策をスピーディーに進める。自民党を気合の入った、
明るい党にしていく。多くの不安を希望に変える党に
していく。」

と、**決意と覚悟**を述べられました。

「荀子」王政 より

古人いわく、
君（きみ）なる者は、
舟なり。
庶人（しよじん）なる者は、
水なり。

君 主君。
ここでは
リーダー
庶人 一般人

【難題の物価高】

得意の**ドラム演奏**で、**物価高**を叩きのめして
欲しいものです。



【主な物価高対策】

高市早苗首相（自民党総裁）が掲げる「**主な物価高対策**」の具体的な内容は以下の通りです。

主な物価高対策		
①	ガソリン税の「暫定税率」の廃止	高市氏は10月4日の総裁就任会見で、ガソリン税と軽油の旧暫定税率も廃止すると明言しました。
②	地方創生臨時交付金の拡充	賃上げ税制を活用できない赤字企業や小規模事業者に対し、自治体経由で補助金を出す仕組みを検討しています。
③	電気・ガス料金の補助	引き続き、エネルギー価格高騰に対する補助事業を実施し、家計や企業の負担軽減を図ります。
④	医療・介護・保育分野への支援	診療報酬や介護報酬の改定を待たずに、補正予算を活用した支援を検討しています。

《代表社員 笹谷 俊道》

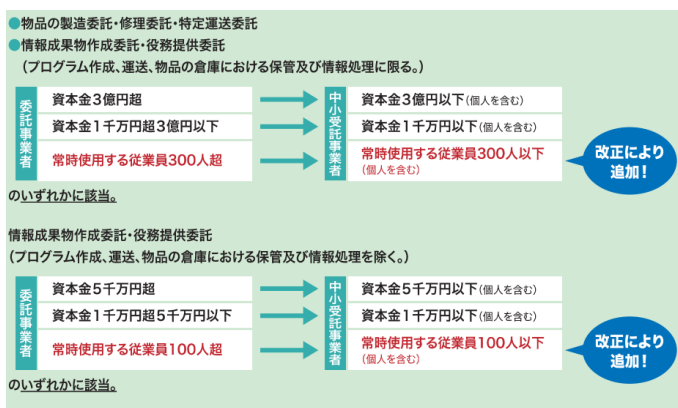
Q. 恐竜時代よりも前から生息していたと言われる樹木はなんですか？

①モミジ ②イチョウ ③松

中小受託取引適正化法(取適法)

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法)となります。本改正法は、令和8年1月1日から施行されます。

◎ 委 託 事 業 社 、 中 小 受 託 者 の 定 義



取適法適用対象取引では、新たに以下の行為が禁止されます!

- ① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】中小受託事業者から原材料費や労務費の上昇などを理由に増額要請があった場合、委託事業者は協議に応じる義務が課されます。協議を行うことなく価格を据え置くことは、新たな禁止行為である「買いたたき」の一類型とみなされる可能性があります。
- ② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】原則として、割引困難か否かを問わず、手形による支払いが禁止されます。支払いは、支払期日(受領後60日以内)までに、現金(銀行振込等)で行う必要があります。電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難であるものについては認められません。

公正取引委員会「取引法リーフレット」参照
＜河野＞

年末調整の注意点

年末調整の準備を行う時期となりました。令和7年の年末調整では、特定親族特別控除が新設されており、扶養控除か特定親族特別控除のどちらの控除を受けることができるのか確認が必要になります。確認事項は4点です。

1. 19歳～22歳の親族がいる。
→平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの親族が該当。
2. 下記に該当しない親族であること。
→・申告者の配偶者
・青色事業専従者として給与を受け取っている
・白色事業専従者
・他の所得者の扶養親族や特定親族等に該当
3. 申告者と生計を一にしている親族であること。
→同居だけではなく、別居の場合は、生活費、学資金等の送金が行われていること。
4. 合計所得金額の確認(年収は給与のみの場合)
→合計所得58万円以下(年収123万円以下)
特定扶養親族に該当し、**扶養控除**の対象。
→合計所得58万円超123万円以下
(年収123万円超188万円以下)
特定親族に該当し、**特定親族特別控除**の対象。

特定親族に該当した場合、年末調整の書類上の注意点もあります。

令和7年分給与所得者の特定親族特別控除申告書へ記入が必要になります。こちらの申告書に記載がある場合には、令和7年分扶養控除等申告書の源泉控除対象親族の欄には記載せず、障害者控除が対象外となります。なお、所得金額調整控除も対象外となるため、特定親族特別控除申告書の下にある所得金額調整控除申告書への記載もなしとなります。

令和8年分給与所得者の扶養控除等申告書は、令和8年の年末調整に向けた書類となります。特定親族のうち、令和8年の合計所得金額が100万円以下(給与収入のみの場合、年収165万円以下)になることが見込まれる場合は、源泉控除対象親族の欄に記載します。

年収の判定ですが、振込額(差引支給額)ではありません。給与計算は、給与+非課税交通費-所得税等=振込額(差引支給額)となるため、ご注意下さい。

＜森＞

A. ②イチョウ

イチョウは2億年も前に誕生し、現代でも生きのびている樹木です。